

○山本委員長 それでは、時間が参りましたので、第13回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。また、冒頭カメラ撮りを認めることとしております。

前々回と前は審議項目2に関し、今般の感染症対応で直面した課題に対応する観点から、非平時に着目した地方制度のあり方に関して御議論をいただきました。

今回は非平時以外の観点、特に社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展への対応を念頭に置きまして、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の役割分担や連携・協力のあり方等について議論を行いたいと思います。

また、前々回の議論において、審議項目1についても若干の御意見がございましたので、これを踏まえた資料の修正内容について併せて御報告をいただきたいと思います。

審議の流れにつきましては、資料1及び資料2について事務局から説明を行い、委員の皆様から御質問・御意見をいただきたいと思います。

なお、前回の専門小委員会における主な意見につきましては、前々回の主な意見と合わせて、参考資料として論点ごとに整理していただいておりますので御確認ください。

まず、資料1及び資料2につきまして、事務局から説明をお願いします。

田中行政課長、浦上行政経営支援室長からお願いいたします。

○田中行政課長 それでは、よろしくをお願いいたします。

本日は、審議項目2の地方行政デジタル化の現状と動向がメインのテーマでございますが、その前に、委員長からお話ございました前々回の2月の専門小委員会におきまして、審議項目1、この調査会の審議に当たりまして踏まえるべき課題について幾つか御指摘をいただきましたので、その修正についてでございます。資料1をお願いいたします。

修正箇所だけ説明させていただきます。2ページ目、まず、デジタル・トランスフォーメーションの進展が地域社会、地方行政に与える影響とその課題でございます。朱書きの部分ではありますが、サービス客体としての視点だけではなくて、デジタル化は多様なコミュニティの住民参加を容易にし、主権者としての住民による地域課題の解決への参画の機会を増やすなど、住民自治を高める可能性があることを盛り込んでございます。

4ページ目、一番上でございますがデジタル・トランスフォーメーションの進展によって地域間格差が広がり、さらなる一極集中を生まないようにするためにも、全国どの住民であっても標準的なサービスを楽しむようにすることが求められるのではないかとということで、国・地方のユニバーサルアクセスの確保の役割についても言及がございます。

5ページ目、同じく国による共通基盤の整備に際しまして、住民に身近な行政を担います地方公共団体の自主性確保のためのものであることが求められるということで、具体的には国による統一的な対応、標準化、共通基盤を活用するに当たって、地方の意見を丁寧に反映することが求められるということ、例えば、DX施策の推進に当たって、地方が国に協力するのではなくて、国が地方に協力するという原則を法律に明記することなども考

えられるのではないかとということでございます。

2つ下でございますが、非平時においてコミュニケーションの体制だけではなくて、迅速なデータの共有・連携など、データガバナンスの観点も重要ではないかとことであります。

その下はデジタル人材関係でございます。デジタル・トランスフォーメーションへの対応に係る市町村間の格差が拡大しないように、市町村間の人材共有を含めた連携調整や、デジタル化が遅れている小規模市町村の補完・支援などが求められるのではないかとことでございます。

一番下の項目は同じ観点でございますが、デジタル人材に求める内容やスキルを明確化、類型化した上で、その人材像に応じて教育研修機関における教育モデルの標準化が求められるのではないかとことでございます。

資料1の関係は以上でございます。

○浦上行政経営支援室長 行政経営支援室長の浦上でございます。私の方から資料2にしまして、地方行政のデジタル化の現状と動向について御説明をさせていただき、1ページ目に書いてございますような審議項目について、今後の議論の材料としていただければと思います。

それでは、2ページを御覧いただければと思います。1で全体の動きを簡単に押さえつつ、これまでの委員の皆様様の御意見を踏まえて、御覧いただいている2から5までの4つの項目に分けて御説明させていただきたいと思っております。

まずは1の全体の動きでございますけれども、3ページ目を御覧いただければと思っております。地方行政のデジタル化関連法制の動向でございます。御覧いただいているように、マイナンバー法、デジタル手続法、それから、標準化法等について簡単に記載をさせていただいております。

これらの関連法制の動向を踏まえまして、4ページ目を御覧いただければと思っておりますが、総務省としまして、自治体DX推進計画を作成しております。左下にございますように、自治体におけるDXの推進体制の構築ですとか、自治体が重点的に取り組むべき事項を示させていただいているなど、自治体DXを推進している状況でございます。

5ページ、そうした全体の動きの中で、まずは2の内部事務、いわゆるバックヤードに係るデジタル化について御説明したいと思っております。

6ページ、基本的な方向性につきましては、既に第32次地方制度調査会において答申をいただいております。特に2の「したがって」の段落でございますが、地方公共団体の事務の標準化・統一化について、「住民基本台帳や税務など、多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、地方公共団体の情報システムや事務処理の実態を踏まえながら、一定の拘束力のある手法で国が関わるのが適当と考えられる」としていただいたところでございます。この答申の考え方を踏まえまして、標準化法を立案させていただいて、現在標準化を

推進しているところでございます。

7 ページは、地方公共団体の情報システム標準化についてでございますが、左上の囲みでございますように、地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われているという実態から、個別対応を余儀なくされて負担が大きいですとか、クラウド利用が円滑に進まない、最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいというような問題意識を基に、右上の囲みでございますように、標準化の対象となる事務を20業務特定させていただいて標準化を進めているところでございます。20業務につきましては、下の※1に記載させていただいております。

8 ページは、標準化に係る全体のスケジュールについて記載してございます。まず、目標としましては、令和7年度までに標準化基準に適合した情報システムへの円滑な移行を目指すとしてございまして、それに目掛けて、令和4年度末までには20業務の標準仕様書を策定させていただきました。今年度から令和7年度までは実際の移行のフェーズ、「移行支援期間」と呼んでおりますけれども、そういうフェーズになりますので、真ん中の辺りに地方支援という項目がございますが、総務省としてはここに書かせていただいたように、PMOツールによる個別地方公共団体の進捗管理ですとか、人材派遣を通じた移行支援などを行って支援をしていくこととしてございます。

さて、標準化の取組を今鋭意進めている中で、幾つかトピックを御紹介できればと思います。

9 ページになります。標準化法上、例えば第6条第3項に標準化基準、これを基に標準仕様書になっていくわけですが、標準化基準を定めようとするときは、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとしているところでございます。

10 ページは、標準化法の規定に基づいて、実際にどのような意見反映をしたのかということについて記載させていただいているところでございます。総務省の所管業務で申し上げますと、例えば、住民記録システムの標準仕様書を作成する際は、まずは検討会を開催しているのですが、その中には有識者やベンダーだけではなくて、地方公共団体の実務者を入れて何度も議論を重ねて、標準仕様書の1.0版の案を作成しました。その案を全市区町村に意見照会させていただいて、出てきた意見を整理して、それに対応して1.0版を作成していく。さらにまた検討会を開催して、2.0版の案を作成して意見照会していくというようなことを4回繰り返しております。

右下の表を御覧いただきますと、住民記録システムでは累計で約5,500件の意見をいただきまして、それを整理して対応しておりますし、また、地方税務のシステムの場合は約5万5,000件の意見が市区町村から来て、そちらを整理して対応して標準仕様書をつくり上げてきたところでございます。

11 ページ、今後は実際に標準仕様書に適合したシステムへの移行のフェーズに入ります。1,700自治体の状況、これは様々なシステムの状況であるので、それぞれの地方公共団体の支援を行うためにクラウド上にシステムを構築しまして、これをPMOツ

ルと呼んでおりますが、それぞれの団体がそれぞれの進捗状況を直接書き込んで、国や都道府県と情報を共有して、少し遅れているところがあれば、重点的に支援をしたりとか、進捗がうまくいっているところであれば、そのノウハウを探りにいくようなことを行うこととしてございます。また、市町村は疑問に思ったことを直接PMOツールに書き込んでいただくことができますので、それに対して国や県が迅速に対応していく形で、この取組を進めているところでございます。

12ページ、意見反映の色々な取組と並んで標準化の取組を進める中でのトピックスとしましては、ガバメントクラウドの利用がでございます。条文だけ見ると少し読みにくいのですが、標準化法10条にガバメントクラウドの利用が努力義務とされているところでございます。

実際にどのように進めようとしているのかというのは下の図でございます。右側にCSPというのがございます。クラウドサービスプロバイダーの略でございますが、クラウドサービスを提供する事業者と地方公共団体が直接契約するというのではなくて、デジタル庁がまとめて直接契約を行って、ガバメントクラウドの個別利用権限、つまりガバメントクラウドのうちのその地方公共団体が利用できる個別の領域の利用権を地方公共団体に付与するという形になってございます。

また、左上にASPとございますが、これはアプリケーションサービスプロバイダーの略でして、標準準拠システムを提供する事業者です。地方公共団体は複数のASPから、それぞれの団体が希望する標準準拠システムを選んで、選んだASPにガバメントクラウドの個別領域に標準準拠システムを構築してもらい、地方公共団体はそのシステムを利用するという形を考えてございます。これに個別領域の利用権限を複数の団体で共同で利用するか、利用権限の管理をガバメントクラウド運用管理補助者に委託することも可能という形で進めようとしているところでございまして、いずれしてもこのような関係を踏まえまして、それぞれの主体間で契約を結んで対応するという形で進めているところでございます。

13ページ、クラウドの利用と同様に、実はクラウドと庁舎を結ぶ回線が非常に大事になっていくところでございますが、この回線ネットワークにつきましては、LGWANというものがございまして、昔から地方公共団体が共同で運用しているものがございます。右の囲みにございますように様々な通信に利用しておりまして、今後、ガバメントクラウドの利用もある中で、LGWANをどう考えるのかという点があろうかと思えます。

14ページ、クラウドや回線を利用することも含めて情報セキュリティ対策をどのようにしているのかということもあろうかと思えます。現在、地方公共団体の情報セキュリティにつきましては、それぞれの団体が責任を持ってセキュリティポリシーを定めているということで、総務省としては各地方公共団体が定めるセキュリティポリシーのガイドラインを作成させていただいております。これは技術的助言という形で行っておりまして、これらのことについてどう考えるかということもあろうかと思えます。

15 ページ、地方公共団体の内部事務のデジタル化とその基盤というタイトルをつけまして、検討の視点を記載させていただきました。

1 ポツ目でございますが、「標準化対象の業務のシステム標準化、共通機能や共通基盤の整備は、業務の効率化や経済合理性の観点と地方公共団体の役割や創意工夫をした取組を支えるという観点が必要ではないか。」「この場合、共通機能や共通基盤に関しては、全国的な規模、または全国的な視点に立って行わなければいけない政策（自治法1条の2の第2項）として、国が責任を持って提供すべき部分であると考えられるか。」「この際、標準化の取組において、地方公共団体の意見を標準仕様書の作成段階から頻回に聞きながら取組を進めていったように、地方公共団体の意見を初期の構築段階から丁寧に聞く必要があるのではないか。また、運用に移行しても同様に丁寧に聞く必要があるのではないか」と記載させていただいております。御議論の参考にしていただければ幸いです。

16 ページ、3 としまして、住民との接点に係る部分、フロントヤードに係るデジタル化の状況を御説明したいと思います。

17 ページ、住民等の接点に係るデジタル化については、まずは行政手続のオンライン化が本丸としてあろうかと思えます。その状況でございますが、上の囲みでございますように、方針としましては令和4年度末を目指して、原則全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続、これは下の参考でございます子育てや介護などの31の手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするという方針を立ててございます。その方針の下に、これまで総務省として手順書を作成したりですとか、マイナポータルを改善したりですとか、財政支援を行ったりしてまいりました。

その結果として、真ん中の囲みでございますように、令和4年度末時点で、ほぼ全ての地方公共団体においてオンライン手続が可能となる見込みという状況になっております。

18 ページ、それを支えるマイナポータルでございます。オンライン申請のインターフェースであるマイナポータルでございますが、下記の参考でございますように、マイナンバー法に根拠規定がありまして、マイナンバーによる情報連携を開示するシステムとして位置付けられてございます。その機能のほかに、自己情報の表示ですとか、電子申請機能も含めて、地方公共団体にも使っていただけるものとして国が整備した機能ということになります。

19 ページ、マイナポータルですが、地方公共団体がマイナポータルに接続しやすいように改善しましたというものでございます。

20 ページ、31の事務のうち、大部分の事務につきましては、国として電子申請の申請フォーマットの標準的なものをあらかじめマイナポータルにプリセットしておりまして、地方公共団体が利用したいときにすぐに使えるようにということで取組を進めております。もちろんプリセットされた申請フォームにつきましては、独自にデータ項目を追加するなどの編集は可能ですので、そういったものを活用しながら進めてきたということでござい

ます。

21 ページ、e L T A X に関してですが、地方税に係る手続、これも住民との接点というところでございますが、マイナポータルとは違いまして、法人も主体になること、また、国税のシステムと連携がすごく密にございますので、マイナポータルとは別に e L T A X という共通機能が用意されてございます。

22 ページ、色々な改善を進めているのですけれども、近年では e L T A X の利便性を高めるために、QRコード決済ができるように納付方法の多様化を進めているという御紹介でございます。

23 ページはマイナンバーカードでございます。オンラインシステムを含めまして、デジタル社会において本人確認を確実に行うことが非常に重要な課題ということで、我が国におきましては、地方公共団体の皆さんをはじめ、関係者の努力によりまして、令和5年3月末現在で、マイナンバーカードの申請の累計は9,588万枚となつてございまして、これは国民全体の76.1%に当たる状況になってございます。

24 ページ、今後はマイナンバーカードを行政手続で利用していくことはもちろんですけれども、マイナンバーカードは民間事業者も利用可能でございますので、様々なライフイベントのシーンにおいて利活用していくことになるのかなと考えております。

25 ページ、住民等の接点に係るデジタル化ということで、非対面のオンライン申請が本丸かと思いますが、それだけではなくて、近年、デジタル技術を活用するものも含めまして、窓口全体の業務改革の動きが市区町村において特に活発になってきているということの御紹介です。具体的には、書かせない、待たせない、迷わせない、行かせないということを中心に、我々が把握する限りにおいて、図にあるような様々な取組が見られるところでございます。

26 ページは、実際に窓口業務改革、フロントの改革の取組状況を記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

27 ページ以降、実際の具体的な事例を御紹介したいと思います。

まず、27 ページは北九州市ほか色々なところでされていますが、「書かない窓口」の御紹介でございます。住民の方に申請時にマイナンバーカードをリーダーにかざしていただくことで、マイナンバーカードの中には氏名や住所など4情報が記録されておりますので、それをデータとして読み取って使うことによりまして、申請の際に何度も何度も氏名や住所などを書かなくても済むものでございます。また、この「書かない窓口」のシステムにおきましては、必要な手続をガイドしてくれる機能がございまして、システムが提示する質問を職員と一緒に住民の方が答えていくと、手続が漏れなくできるようになるということです。窓口業務について経験の浅い職員でもワンストップ対応ができるといった高度な対応が可能になると聞いております。

28 ページはリモート窓口の事例でございます。近年の金融機関の窓口などでもかなり見られるようになりましてけれども、地方公共団体でも支所や出張所と本庁舎をオンライ

ンで結んで、専門的な相談のときは、今までは本庁舎にわざわざ行かなければいけなかったけれども、わざわざ行かなくてもいいというような事例の御紹介でございます。

29ページは、移動窓口の事例でございます。公用車と本庁舎をオンラインで結びまして、車両で出張して相談を行ったり、手続を行ったりすることができるというものでございます。特に移動に困難を抱えているような高齢者の方にとって非常に好評だということで、このような取組も住民との接点のデジタル化という関連では、オンラインをうまく使ってやられているのかなというものでございます。

30ページ、以上を踏まえまして、地方公共団体のフロントのあり方とデジタル化としまして、検討の視点を記載させていただいております。

1ポツ目でございますが、「地方公共団体に対する行政手続は対面の紙申請から非対面のオンライン申請にシフトするとともに、非対面のオンライン申請では対応が難しい住民を中心に、対面でも書かないような申請にすることが求められるのではないか。」「このことにより、ほぼ全ての手続について直接データでの対応が可能となるとともに、窓口職員はシステムを活用して複数の手続のワンストップ対応をしやすくすることやシステムのログを取ることで処理時間を計測して業務改善につなげることができるのではないか。住民はデジタルに不慣れな方を含め、きめ細かいサポートを受け、利便性の向上により満足度を上げることができるのではないか。職員は窓口業務から各団体が考えるより高付加価値の業務（政策の企画・立案、官民のコーディネート、より手を差し伸べる方へのアウトリーチなど）にシフトすることができるのではないか。」と書かせていただいております。御議論の参考にしていただければと思います。

31ページ、4としまして、意思決定に係るデジタル化ということについて御説明したいと思います。32ページ以降、意思決定に係るデジタル化、特にデータを使って意思決定を高度化する動きが近年見られておりますので、その事例を御紹介させていただきたいと思います。

32ページは神戸市でございます。「データドリブンな行政経営」というタイトルをつけさせていただいております。バックヤードにあります基幹業務システムのデータ、これは先ほどの標準化対象である20業務も含まれているのですけれども、それらをデータ分析ツール、いわゆるBIツールを活用してダッシュボードをつくり内製化しまして、ダッシュボードを市長も含めて幹部と担当者が一緒に見ながら政策議論をされているということでございます。これまではデータの収集、分析ですとか、資料作成に時間を取られていたのですけれども、その分の時間を大幅に削減して、政策議論に時間を充てられているとお伺いしております。

例えば、下の点線の囲みでございますように、今後5年間で面積が不足する学童施設はどこかというような課題に対して、小学校区ごとの生徒数ですとか、人口や世帯の状況などをダッシュボード化して対策を議論されているということでございます。

33ページは川崎市の事例でございます。川崎市でも「書かない窓口」を導入しており

まして、対面の申請状況も含めまして申請全体のうちオンラインはどれくらいあって、窓口で対応しているのはどれくらいあるのか、また、その手続に要している時間はどれくらいあるのかということシステムログを取るによりましてダッシュボード化して見える化をしてございます。例えば、どこかの区で少し処理時間が滞ったのであれば、そこは何でだろうということ調査をかけるとか、業務改善が必要なところに根拠を持って行うことができている、ということ聞いております。

34 ページ、意思決定におけるデータの利活用の中のAIを活用する例としまして、前橋市の事例でございます。固定資産税の課税客体の把握作業におきまして、今まで航空写真を使っていて、それを人が見て判断をしていたということでございますが、航空写真の新旧のデータをAIに食べさせて、固定資産の変化を抽出することをされているようでございます。ちなみに下の方に再現率がありまして、まだ86.9%ということで、完全にAIに任せるところまでは至っていないと聞いております。ただ、AIの判断するものを参考にして、最後は人が調整をしてということで、大いに役に立っています、と聞いてございます。

35 ページは、千葉市ほか色々なところで道路管理の事例で有名なものでして2つございます。一つは道路の状況を市民の方がスマホのカメラで撮影して、それをアプリに投稿することで市が道路の損傷状況を把握し、きめ細かく道路管理を行うというもの、もう一つは、市町村の専門職員が道路損傷の判定結果をAIに機械学習させて、公用車にカメラをつけて撮影した道路の画像から路面の損傷程度をAIが自動分類しているということで、道路管理の効率化を図っているものでございます。

36 ページは加古川市の事例でございます。オープンソースのソフトウェアを使いまして、オンラインで多様な市民の意見を集めまして、双方向で議論をして政策に結びつけているというものです。下のステップ2にありますように、例えば、市が駅周辺のにぎわいづくりというテーマを設定して、それに対してステップ3のように、市民が政策提言ですとかアイデアを投稿して、それらの投稿に対してステップ4のようにコメントを書いたり、「いいね」ボタンを押したりとか、市民同士もありますし、市民と市役所との間でのやりとりもありますし、そういった対話を重ねながら合意形成を図っているというようなこと、デジタル技術を活用して、政策議論をしている、という事例の紹介でございます。

37 ページ、以上を踏まえまして、地方公共団体の意思決定におけるデジタル化と行政経営・住民自治と題しまして検討の視点を記載させていただいております。

「今後は、地方公共団体は、データを発生源から直接取得、または自動取得し、データ分析ツール（BIツール）等を活用することにより、勘と経験に頼りがちだった意思決定から、デジタルによりこれまで顕在化しなかった事実を含めて課題を発見し、適切な対応を行うようになるなど、データに基づく意思決定に変容していくことになるのではないか。」

「住民はデジタル技術を活用して地方公共団体と直接やりとりをすることで、地域の課題解決への参加意識を高めることにつながるのではないか。また、地方公共団体は住民の多



様なニーズをきめ細やかに把握し、意思決定に活かしていくことが可能となるのではないか。」と記載させていただいております。御議論の参考にしていただければと思います。

38ページ、最後に5としまして、デジタル人材の確保・育成について御説明をさせていただきます。

39ページ、デジタル人材の確保に関しましては、総務省としても非常に問題意識を持っていて、上の囲みの3ポツ目にありますように、都道府県がデジタル人材を確保し、市町村のデジタル化を支援する取組や、各地方公共団体で中核を担う職員を指定し、集中的に育成する取組を促進するために、財政支援措置などを行い始めているところがございます。この発想の基になっているのは各地方公共団体の先行的な取組でございまして、それを簡単に御説明したいと思います。

40、41ページは外部人材を「確保」する試みでございます。40ページは広島県の取組、41ページは愛媛県の取組を書かせていただいております。どちらも県がデジタル人材を外部から採用してきて、それをプールして複数の市町村に派遣して、市町村のDXを進めていただくような取組になってございます。

42、43、44ページ、これらは、「確保」ではなくて「育成」という視点から、滋賀県、金沢市、真岡市を事例として御紹介させていただいております。いずれも全ての職員に一斉にというよりは、DX推進の中核を担う人材はこれぐらいの人数だというような目標を定めて、その方たちの育成を集中して取り組んでいらっしゃるというような事例でございます。

そのような事例を踏まえまして、45ページを御覧いただければと思います。地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成として検討の視点を記載させていただいております。

1ポツ目でございますが、「日本全体で官民間問わずデジタル人材が不足し、都市部に偏在する傾向がある中で、全国どこであっても効果的かつ効率的にデジタル人材の確保・育成をする必要があるのではないか。」「特に次に掲げる取組が必要とされているのではないか。①高度専門人材について都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村のデジタル化を支援すること。②都道府県、市町村を問わず、各地方公共団体でDXの中核を担う職員を指定し、DX推進リーダーとして集中的に育成する取組を進めること。③研修機関等の研修を充実化し、各地方公共団体において職員全体のデジタルリテラシーの底上げを図ること。」「地方公共団体のデジタル人材の確保・育成の動きを加速させるためには、現在取組を進めている支援策の効果を見つつ、先行的に取組を進めている都道府県等の実情を把握しながら、デジタル人材に求められる役割や、その役割を果たすために必要なスキルをさらに明確化するなど、都道府県等において実効的にデジタル人材を確保・育成できるよう、対応策を柔軟に講じていくべきではないか。」と記載させていただいております。御議論の参考にしていただければと思います。

資料の説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 簡単な質問です。11ページと12ページのバックヤードのところ、この辺は当然進めていかななくてはいけないところだと思うのですが、例えば11ページの標準化・共通化というのはどれぐらい進んでいるのか、あるいはクラウド利用は何%ぐらいのところを使っているのか、順調に進んでいるのか、それとも意外になかなか進まないのかという辺りもお聞かせ願えればと思います。

○奥田デジタル基盤推進室長 デジタル基盤推進室長の奥田と申します。

進捗状況でございますが、11ページのPMOツールで進捗管理を我々も把握しておりまして、4月1日現在で、全国を見ますと約13%の進捗となっております。標準化に至るプロセスを40のステップに分けまして、それで各自治体がどこまで進捗したかというのを毎月入力してもらうのですが、この3月で標準仕様書がしっかり固まりまして、ベンダーもいよいよ開発に向けて動きますので、この進捗が今後急速に伸びていくと想定しております。

ガバメントクラウドにつきましては今後になると思いますが、現在デジタル庁において先行事業を実施しておりまして、全国の8グループで現在の標準化されていないシステムをガバメントクラウドに上げる。そこで実際の状況を確認するような作業を行っておりまして、標準化されたシステムをガバメントクラウドに上げている団体は今はまだないと思います。今後、標準化をしていくにしたがって上がっていくともものと承知しております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、田中課長、お願いします。

○田中行政課長 最初に、本日御欠席の大屋先生から御意見を2点お預かりしていますので御紹介を申し上げます。

資料2の15ページをお開きいただければと思いますが、内部事務、バックヤードのデジタル化とそのための基盤という点に関しまして、標準化の必要性をここで指摘しているわけですが、この点に関しましての御意見でございます。

民間企業と異なり、地方自治体は相互に必ずしも競争的な関係にあるわけではなく、共通性の高い機能・基盤について共通化したり、グッドプラクティスを横展開することで全体的な底上げを図ることが有益であると考えられる。その上で、機能の共通化だけではなく、トラストアンカーとして政府が持つ機能についても着目すべきであろう。

例えばウェブ上で、ある自治体の観光地に関する情報が公開されているとしまして、それが本当に当該自治体から発信されたものであり内容が真実であるかは、偽情報が氾濫し

ている現在のインターネットにおいて、必ずしも確実に保障されたものではない。その状況で、政府が公開する安全性の確保されたサイトからリンクされているということは、その事実をもって内容の真実性を推認させる情報として機能し得る。通貨の価値における中央銀行のように、情報の信頼性を担保する機能を政府の役割として認識すべきであるという点が1点目でございます。

2点目は39ページの人材の関係でございます。地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進という点に関しましての御意見でございますが、自らツールを作成できる高度専門人材と、活用・発注できるDX推進リーダーを分けて示していることについて極めて的確だと考えるということでございます。

情報システムの構築に当たっては、デジタル化すべき業務に関する知識について発注側、デジタル化の手法については受注側が高度に有しているという非対称性が存在し、それに伴うトラブルが多発してきました。例えば、技術的に可能なシステムを受注側が構築したのですけれども、発注側の期待には全く応えていないという例、逆に発注側が既存の業務フローに忠実にデジタル化しようとして、技術的に不合理な結果を招いて開発失敗に至った例などを挙げておられます。行政の観点から適切で合理的な業務の実現と技術的な可能のバランスを取ることが重要であり、双方について一定の知見を有する人材が仲介役として機能することが求められる。高度専門人材についても基本的には民間の発注になるということを想定して、その力を活用できる能力を内部的に涵養することを目指すべきである。

この2点でございます。以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。資料2、大きく2、3、4の項目について、それぞれ個別的な発言が多いですけれども、コメントを申し上げたいと思います。

まず、15ページの地方公共団体の内部事務のデジタル化とその基盤ということでお書きいただいておりますけれども、私自身は2つ目の○の共通機能や共通基盤は全国的な規模、または全国的な視点に立って行われなければいけない施策として国が責任を持って提供すべき部分であると考えられるのではないかと思います。

その際、まず押さえておかなければいけないこととして、地方分権が進んでいく中で、国がどうしてもやらなければいけない業務、逆に言うと、国が完全に自分の思いでやる業務ということではなくて、資料1で前に申し上げたことを色々追記していただいて感謝しておりますけれども、そこで申し上げましたように、地方公共団体の業務、あるいは地方行政、地方自治を支えるために、国が全国的な規模、または全国的な視点に立って行う業務、行う施策なのであり、だから、地方公共団体の御意見をしっかり聞きながらやる業務である。その意味で、例えば、国防のような古典的なナショナルな業務とは少し性質が違うものだという事は、明確にしておいたほうがいいかと思います。

そうでないと、この後の話につながらず、何か国の側が一方的にシステムをつくって、



ービス、あるいは分野ごとに行政サービスがあつて、それぞれ住民の方は必要があるときに、それぞれの窓口に行くわけですが、それぞれの窓口で受けたサービスの後ろがしっかりとデジタル化されて、フロントもデジタル化されることによって、個々のサービスを受けた住民にとって、自分はそのサービスはいつ、地方公共団体のどこでどういう形で受けて、どうなったということを住民の中で線として捉えることができるように、いわば住民の側が分かるログみたいなものにする。

そのことによって、将来的には地方公共団体において個別の窓口というよりは、今の住民のあなたの状況であれば、こういうサービスがあるのですけれども、お出でになりませんかとか、あるいはプッシュ型でお勧めするとか、いわば面としてサービスを個々の住民を捉えて行うことができるようになる。おそらくそれが地方行政のDXの最終的に目指す先だと思ふのですけれども、それを住民の側から、こういったフロントのあり方が変わるこの意味を位置付けて表現することも必要ではないかなと考えております。

長くなっておりますが、37ページ、地方公共団体の意思決定におけるデジタル化と行政経営・住民自治でございます。こちらにつきまして申し上げたいことが2点ございます。

第1に、これはこれで、地方行政に住民の視点がデジタルを通じて取り入れられてくるということで大変いいことなのでございますけれども、同時に地方議会がどのようにここに関わってくるか、地方議会自身もこのプロセスの中で直接住民とデジタルツールでつながって、あるいはこのプロセスの中に地方議会が何らかの形で加わるといった形で参画していくということが、真の意味でデジタルテクノロジーで住民自治、地方自治を強化していく基盤となっていくという意味で必要ではないかと思ひます。

重ねて、もう1点申しますと、第32次地方制度調査会答申におきましては、公共私連携を挙げ、そして、その公共私連携に地方行政のデジタル化が役立つ部分があるというストーリーで議論していたように記憶しております。その点で申しますと、これはダイレクトに住民と地方行政、ないしは地方公共団体という感じがするわけですが、共の部分、様々なNPOの参画が、このデジタルによって開かれる部分がある。

もう1点、最近自分自身が関わっていることで申しますと、アカデミアの参画、公共的なデータをオープンデータにされるか、あるいは限定的に一定の規律のもとで大学等のしっかりとした研究機関に提供されて、そして、その分析を経て、それを地方行政の改善に使う。何か地方自治体、地方公共団体のいわば首長部局の内部で何でも内製で分析しようとするよりは、とりわけデータドリブンな行政改善については、様々な研究者であったり、シンクタンクであったりが外部にいて、その知恵や知見を利用することができると思ひますので、そのようなことに向けての規律の改善がもう一つの論点かなと、これは当然個人情報保護法等にも関わることでございますが、地方行政の機能の強化、行政経営の改善という観点からも、そのようなデータの外部提供や限定的な共有についての規律を御検討いただければと思ひております。

最後の点は付け足しでございますけれども、先ほど大屋委員がおっしゃられたトラスト

といった問題が、裏側でこの種の問題にも、例えば35ページの問題にも関わっているということを申し上げたいと思います。

大屋委員がおっしゃられましたのは、地方公共団体の発信する情報の真正性を政府が裏書きするというお話でありましたけれども、35ページのような取組で問題になりますのは、住民の方が写真を撮って、今ここで洪水が起きているといった写真データを地方公共団体に送ってこられる。そして、その対応をするときに、その写真が本当なのかどうかといった問題であります。これはよくマスコミも一般のユーザーが投稿した写真等について、本当にだまされていないかどうかというファクトチェックを相当行わなくてははいけないわけですが、その種の問題がございます。

これはもちろん力のある地方公共団体であれば、自ら投稿者にチェックするとか、あるいはデジタルテクノロジーで当該写真の真正性等をメタデータなどを通じて、AIなどでチェックするという仕組みを自前でお持ちになるということはある程度得ると思っておりますけれども、なかなかそうはいかないということであれば、これも国であったり広域の自治体や自治体間の連携で、そういった住民の方の情報、地方公共団体でいえば通報について、その真正性等を一定程度確認するような仕組みを開発して供給するといったことも、例えば考えられるわけがございます。

そういったように、これらのデジタルツールを使った住民参画についても、国の側で、あるいは広域自治体や自治体間の連携において必要なサービスや機能を提供するということも考えられてよいのではないかと考えております。

大変長くなりましたが、私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 大変詳細なお話を伺ったと思います。あえて私からは幾つかということで、基本的な問題が多いのですが、問題提起をしたいと思っております。

第1は、大屋委員、宍戸委員からのお話のあったデジタルという分野固有の国と地方の関係、国の地方への関与のあり方の特質があるだろうということでございます。何がデジタル固有なのか、そして、なぜデジタルだと国と地方の関係が特殊なものになるのかという説明が要るのではないかと思います。この際に御留意いただきたいのは、現段階のデジタルと、将来、我々がデジタルと呼ぶかどうか分からないものが必ずしも同じではないだろう。ですので、次のイノベーションの方向を見据えたデジタル固有の国と地方の関係の特性というものを、現段階でいいと思うのですが、一定の整理が必要だということで、なかなか難しいと思いますが、おそらく総論的なところでお考えいただくことになるかと思います。よろしく願いいたします。

第2点目は、私も宍戸委員と同様で、国と地方の関係の中の特にデジタル庁と総務省との関係が、国と地方との関係という領域においてどう作用するのかよく分からないわけですが、今日いただいた資料でいうと、9ページの標準化の取組における地方公共

団体の意見反映、システム標準化に関する法律の中で、内閣総理大臣及び総務大臣と2つ並んでいる。おそらく内閣総理大臣がデジタル庁に当たるのかとは思うのですけれども、それもやや定かではありません。なぜ内閣総理大臣が出てくるのか、基本、私は総務大臣ではないかと、この領域では思うのですけれども、この切り分けをしておかないと、今後、内閣総理大臣のところ、将来またデジタルで何か評価したいと、本部をつくるとなったときに、またその関係がおそらく問われてくると思います。

ですので、特に地方公共団体の情報システムの問題について、あるいはデジタル化の問題全体に、総務省の果たす役割がどこまであるのか、これも原理原則が必要ではないかと思えます。先ほどガバメントクラウドの利用申請だけデジタル庁が出てきていますけれども、この標準化法を見ると、決してそうではないような書きぶりなので、ここはどうなっているのか。現段階で分かる範囲で全体像を御説明いただければと思うところがございます。

もう一つは、今後御説明になるのかと思っているのですが、この第33次地方制度調査会の審議項目の1ページの2では、地方公共団体相互間の連携・協力のあり方という部分が出ています。今、特に全体を見てみますと、人材育成で都道府県と市町村の相互補完の話があるということでしたけれども、これはどうなるのかということをご整理していただく必要があるのではないかと思います。特に都道府県と市町村との関係、政令指定都市も含めてどうなるのかというのが1点です。つまり垂直的な関係、補完関係なり、ある種の協力関係、連携があるのではないかと思います。

もう一つは、水平的な連携、市町村間の連携など、いわゆる広域連携です。全体の中で広域連携がどのような役割を果たすのか。共同化ということが地域で広く同じくクラウドを使ったり、システムを使うことを想定していた全体のプロジェクトだったと思えますけれども、一定の連携の枠組みがあって、そういうプロジェクトを行うのか、それともそうではなくて、何か広域連携のある種の非公式な枠組みの中で一定の役割を果たすのかということをご整理していただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、特にガバメントクラウド等に関して、総務省とデジタル庁の役割の分担の現状と今後のあり方ということについて御意見が出ましたけれども、現状については、今、もし御説明できればお願いしたいと思いますし、色々複雑にわたるところもあるとすれば、次回に少しまとめた形で御提示いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○浦上行政経営支援室長 行政経営支援室長の浦上でございます。

私はデジタル庁にもいたのでデジタル庁側の視点から申し上げます。ガバメントクラウドの関係は、もちろんC S Pと直接契約をするということで、デジタル庁が契約の主体になります。それを自治体に使っていただくために、ガバメントクラウドの利用方針を策定することとしました。ただ、デジタル庁では自治体の方の意見がなかなか分からないとこ

ろでして、デジタル庁側としては案をつくりましたけれども、それに対して総務省の方に投げ返して意見を聞くと、自治体から見たらこういう点はどうではないかとか、ああいう点はどうではないかというところをたくさん御指摘いただいて、そうだなというところとかはたくさんございました。自治体側から見たガバメントクラウドのあり方について、地方側の立場にたって、総務省が一生懸命やっていたので、この図の中に総務省は一切出てこないのですけれども、実はその裏側では、デジタル庁と総務省の間で何回も何回も協議を重ねながら、使い方についてやらせていただいているというのが現状でございます。

総務省側から見たのを奥田室長からお願いします。

○奥田デジタル基盤推進室長 奥田でございます。

まず、役割分担ということで大きく申し上げますと、標準化法というのはデジタル庁と総務省の共管の法律になっております。その上で、デジタル庁は地方公共団体の情報システムの整理、管理方針の策定というものを担っております。具体的には、この標準化・共通化に関する全体の方針ですとか、先ほど来出ておりますガバメントクラウドの企画立案・推進というものをデジタル庁は担っています。

一方、総務省は地方公共団体との連絡調整というのを担っております。先ほど浦上から説明申し上げましたけれども、実際のガバメントクラウドの設計に当たって地方の意見など、当然我々総務省が連絡調整の立場としてしっかり把握して、それでちゃんと共有してつくっていくことになっております。あと、先ほどPMOのお話を申し上げましたが、自治体の進捗管理というのもしっかりやらせていただいております。

また、移行に当たってはお金がかかりますので、その経費について基金を設けまして、その基金から移行に要する経費の財政支援を行う。この役割を総務省が担っております。

そのほか、総務省といたしましては、いわゆる住民基本台帳とか、我々が持っている標準業務に関する標準仕様書の作成も任務として担っておるということでございます。

そして、先ほど宍戸委員からありましたセキュリティポリシーの話です。資料を御覧いただきますと、セキュリティポリシーは総務省でガイドラインを定めておりまして、14ページ、今回のガバメントクラウド、標準化の動きというもの我々はデジタル庁とも共有しておりまして、そのうちのガバメントクラウドの取扱い、クラウドサービスの取扱いというのを、この下の直近のガイドラインの改訂の令和5年3月というところで、我々のセキュリティポリシーガイドラインで、クラウドサービスの利用に関する情報セキュリティ対策の内容を反映させておりまして、今後、自治体が標準化するに当たって、クラウドサービスを利用する際にも、セキュリティの観点でこのガイドラインを基に、各自治体でポリシーを定めてもらって運用していただくことになっております。

今後、標準化の動きも含めて色々と動きがありますので、これは随時見直しをしっかりと行って反映させていくということを行っていきたいと思っております。

あと、法律で内閣総理大臣、総務大臣というのが出ておりますが、デジタル庁設置法で



デジタル庁の長としての内閣総理大臣という位置付けになっております。標準化法でも内閣総理大臣という言葉が出てくるということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの御意見を伺いたいと思います。

それでは、谷口委員から順にいきます。

○谷口委員 御説明ありがとうございます。多様な側面まで細かく考えられていて、すばらしいお取組が進んでいると思いました。

そこで勉強させていただきながら、留意点というか、感じた点なのですが、先ほど大屋先生や宍戸先生も御指摘になった部分と近いかもしれませんが、大枠として、今後は例えば共通システム、基盤システムというところの開発が一段落して、今、各自治体がそれを採用するフェーズとなっている。その採用している割合を上げていくというか、スピードを加速させていくフェーズなのだと思うのですが、監査的な部分を今後考えていく必要がある。

システム発注時に国が想定していたことが正確に反映されているかということもそうですし、議会がどう関わるかという御懸念もありました。例えば、色々な自治体がどのようにDXを進めていращやるのかという事例を勉強させていただいたときに感じた点は、契約における政治性の問題です。つまりこれはある種のインフラ整備、公共事業だと思うのです。自治体がある施設とか箱物とかを発注するときの契約というのは、適切に行われるように当然留意されていくものだと思いますけれども、物理的なインフラというのは、つくった後にほかの業務にそれほど多大な影響を及ぼすわけではない。

どこに駅をつくるかといったことは地域にすごく影響があるわけですが、公民館を新しくしたとしても、そのことの影響は長く続かない。ただ、デジタル化やシステム化は、仕事や活動のプラットフォームをつくるということでもあるので、どういうところがそれをつくるかという点は、大事だなと思ったのです。

例えば、議会が住民の参画やコミュニケーションを促進するためのプラットフォームをつくるというときに、議会は当然民主主義に基づいて議論する、つまり色々な意見や対立がある中でつくっていくことになる。共通の利害や目的で進められるとは限らなくて、それぞれが望ましいと思うプラットフォームのあり方や、扱いたい、あるいは扱いたくない 이슈があるかもしれない。そういう対立やあつれきがあったとしても、乗り越えていくしかないのですが、これまではそういう問題はあまり想定されてこなかったのではないかと思います。

今後、自治体がそれぞれの地域でシステムを発注していくときに、その契約の内容や形式、プロセスといったものに関して、適切かどうかを監査するといった点は、今後気にする必要があるかもしれません。

もう1点は、技術・社会・法律など、様々な分野の知識や経験のある人材が協働し、社

会課題を解決するシステムをデザインすることは大変意義深いのですが、その際に、システムライフサイクルということも考えると思うのです。デジタル・インフラは、先ほど触れた物理的インフラよりも寿命が早いと考えられます。例えば、最近大学ではChatGPTによって試験や入試のあり方を考え直す必要に迫られていますが、より進んだデジタル・ツールやシステムが出てくると、古いものでは対応しきれなくなる。つまり、見直しやアップデートのスパンが短いわけです。

そうすると、今は標準システムをつくってゼロから導入を進めているところなので、単線的に進められると思います。しかし今後は例えば、自治体ごとにカスタマイズしたい、部分的に更新したい、その次はハードを入れ替えたい、そしてシステムごと全部取り替えたいといったシステムのライフサイクルが、それぞれ進む可能性がある。

こうしたシステムのライフサイクルについて、自治体に対して何かガイドラインを示す必要があるのか、必要があるとしたら、国が行うのか、広域自治体にお任せしたほうがいいのか、あるいは基礎自治体がそれぞれやっていくのか、そういった今後の見通しを考えることも必要になってくるのだろうなと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

土山委員、お願いします。

○土山委員 ありがとうございます。丁寧におまとめいただいて全体像がよく見えたと思います。

先ほど大山副委員長から御質問のありました進捗のところなのですが、11、12ページでお話をいただいていたと思うのですが、私は資料2の10ページがちょっと気になっておまして、標準仕様ができたということはとてもよいことだと思います。同時に、最近のシステム開発の現状から見ますと、例えば、10ページのところで住民記録システムで実践を示していただいているように、ユーザー側とやりとりを重ねて使えるものにしていくというプロセスがあるかと思ひますし、それにそれなりに時間がかかるのも理解しております。

税務システムで見ますと令和3年に4万7000件の意見があつて、令和4年の6月に7,000件近くの意見があつた。それを住民記録システムでいうと4.0版まで出しているということで、それぐらいの丁寧さが必要なのであろうと思ひています。また、意見の照会も住民記録システムの方では4.0版になりますと173件になって収束していたところなので、それぐらいにしていくとすると、20基幹業務の標準システムというのは、今、住民記録システムでいうところの1.0版の状態なのか、4.0版の状態なのかという点は、もう少し確認しておきたいと思ひます。

進捗という意味で、具体的には基幹20業務を乗せ換えていくという（事業の）ボトルネックになっていくであろうという点、標準仕様書がどれぐらい乗り換えしやすいかというところ、あるいはそれぞれの自治体で独自施策を展開していた部分が展開可能なものな

のかというところがボトルネックになってくるところかと思っておりますので、そうしたところでの標準仕様書の出来上がりの精度ということについてお伺いしたいと思います。

それと関連しまして15ページでございます。宍戸委員の御指摘にもありましたけれども、私はバックヤードの部分、標準20業務の標準システムへの移行というのは、国策なのか自治体の政策なのかというところは重要だと思っております、同時に、それは法令や計画、国の計画で進んでいる以上、基本的には国策であると。それによって利益を得るのが自治体でもあり、住民でもある。また、全ての人々が自治体の行政のデジタル化、地方行政のデジタル化によって益を受けることができるということは、当然自治体にとっても自治体の市民にとっても受益でありますけれども、ワクチン接種がそうであるように、国策として設定されているのであろうというところはございます。

ただ、それを、自治体の益にも市民の益にもなるということで、どのように、目指したものの完成まで役割分担をするかというところで見ますと、それが15ページのこれまでとこれからという図なのかなと理解しております。この部分で、検討の視点の2つ目で共通機能や共通基盤に関しては、私が理解しているのは、15ページのこれからのイメージのグレーで書かれている部分は全国的な規模、または全国的な視点に立って行わなければならない施策として、国が責任を持って提供すべき部分であると描かれているのかなと思っております、これからの図について、そのところに大きな異論はないところでございます。

また、大屋委員の御指摘にもありましたけれども、各自治体がそれぞれのアプリを設定していけば、ひょっとしたら、どこかで気の利いたアプリをつくったら、それが標準仕様のところではほかのところでも実現する。例えば3年ぐらい前に滋賀県の草津市で保育所の入園を一定自動化するシステムをつくったことがありましたけれども、そうした気の利いたアプリがどこかでできたら、自治体間で横に広がることも可能なのではないかなと思っております。

ただ、問題は、これまでとこれからの間にあるグレーの矢印の部分、その部分がボトルネックになるであろうということです。関西の政令指定都市で新情報システムへの移行を目指したけれども、過去のシステムからうまく乗り換えることができなくて、結局事業者さんが撤退して80億円が無駄になったという事例がございました。

乗り換える、移行するということの難しさというのは、まさにボトルネックになるところだと思いますし、そのボトルネックというのは具体的には人であろうと思います。人についても色々な取組が出てはいると思いますが、物理的に既に（人手が）足りない状況であるということは、疑いようがないところなのではないか。また、前回までの資料で、東京圏にデジタル人材が集中していることも明らかになりました。そうすると、首都圏、また、大都市圏以外のところでのデジタル移行人材というのは、非常に高いお金をもってしても確保することが既に難しい水準なのではないかなと考えます。

そうしますと、移行のところ、グレーの矢印の部分を展開するピークのところも人が足

りないとなると、それをどうやって具体的に手当するかと考えると、時間を長く取って、ピークの手が必要なる山を何とか幅をとって下げる。あるいは多くの資源を使って、例えば今、建築資材が足りなくて高騰していますけれども、多くの資源を投入して何とか色々なところから人をかき集めてやるしかないというところなのかなと思って見えています。

具体的に言うと、そういう意味では人と時間、お金という資源について誰が負担するかというときに、これは引っ越し費用を誰が負担するかという問題なのではないかなと思います。言い方が突然引っ越しになってしまいましたけれども、システム移行にかかる費用や資源、特に人材を手当する資源、それでも物理的に足りないと見込まれるので、それをならすための時間ということについて、少しバッファを持った検討が必要ではないかと考えているところでございます。

人手はどれぐらい必要なのか、保健所のところでもありましたけれども、移行にどれぐらいの人が必要なのか、今、御自分がやっている施策をこれは標準化の部分、これは独自アプリとする部分と切り分けて、そのシステムをつくっていくのに対して、どれぐらいの人手が必要だと思っていて、その確保の見込みがあるのかということについて、コロナ対策のところの保健所で人数は測定できないというお話もありましたけれども、大体どれぐらい人手が足りないと見込まれているのかという辺りは、情報として集約されることが、どこかで必要なのではないかなと思っています。それは先ほど申しました資源がどれだけ足りていて、どれだけ足りていないのかということデータを明らかにすること、施策を完成する時間を設定するためにも必要なのではないかなと思っていますところでございます。

最後、少しばらばらとなりましたけれども、標準仕様書の出来上がりの精度が今どれぐらいなのかということと、そうした移行の部分について、どのような資源的な制約があるかということを確認する必要があるのではないかとということが、関心の根幹でございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

最後に2点、御質問がございましたけれども、その点はいかがでしょう。

○浦上行政経営支援室長 まず、20業務の標準仕様書の策定状況でございます。総務省の所管のところは資料に書いてあるとおりでございます。大方この1年から1年半ぐらいかけて各省庁、厚労省と文科省と内閣府がそれぞれ所管の業務について検討を重ねておりまして、ほぼ2回は改定しております。例えば介護保険と障害者福祉は結構色々あるので、それはバージョン3までであるという形になっております。ただ、先生が御指摘のとおり、これでパーフェクトなのかと言われると、色々なところでここを議論しなくてはいけないなというところは当然出てくるでしょうし、それから、制度改正があれば、それに応じて迅速に対応していく必要がございますので、これで出来上がりました、はい、終わりということではなくて、今後も引き続き見直し、更新という作業はずっと続いていくのだろうなと思っております。

○奥田デジタル基盤推進室長 2つ目の御質問、システム移行に当たってのリソースの話です。今、令和7年度の移行を目指すとなっていますので、かなりSE不足という声はベンダーからも聞かれます。なので、我々としては、今から3年間ございますので、令和7年度末に団体が集中しないように、何とか我々としてはできることを早くやっていきたいと思います。そうすると、SEも分散されて、ピークを何とか抑えることできるのではないかと思います。自治体の声も丁寧に聞きながら、今後対応していくということになるかと思っています。

○土山委員 今の2つ目のお答え、ありがとうございます。1つ目のお答えについても大体バージョン2から3ぐらいまでということでありありがとうございました。

移行に必要な人材は各自治体で確保できると見込まれているという理解でよろしいでしょうか。ベンダーさんのSEの人の調達というのは、今、先行的に始めていける状態なのかということもそうですけれども、間に合うと国としては見込んでおられるということではないのでしょうか。

○奥田デジタル基盤推進室長 自治体から色々な声があります。例えば、指定都市でスクラッチ開発というか、個別に大きなシステムというところだと、なかなか厳しいのではないかとこの声も聞いております。我々もその声を聞きながら、ただ一方で、我々としても移行目標というのが令和7年度末でもありますので、そういう目標をしっかりと掲げながら個々の自治体の状況を把握して対応していくということでございます。

各自治体もSEの人材はそれぞれ保有していると思いますが、実際に団体の状況を我々も把握しながら、助言をしながら対応していくということでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。横田でございます。

まず、32次地制調のときに標準化の議論がなされて、進捗も含めて順調に進んでいるということで、非常にスピーディだなという感触を持っております。

幾つか意見を申し上げたいのですけれども、まず、30ページ、フロントのあり方とデジタル化のところ。検討の視点でお示しいただいているとおり、「書かない」申請、データを中心としてダブルトラックが生じないデータ移行、デジタル化の移行を地方公共団体全体で進めていくというのは非常に重要なことだと思いますので、是非進めていただきたいと思っています。また対面申請の中の「対面」にリモートも含めて対面と入れているのも非常によいことかなと思っています。2つの道筋が通るよりも一本化していくことは、是非徹底をしていただきたいと思っています。

2点目は、11、12ページ目、先生方が御議論されているデジタル庁と総務省の関係、さらには自治体も含めた関係性についてです。デジタル庁と総務省の関係については、先ほど役割分担を丁寧に御説明いただきましたので理解はしておりますけれども、他の先生

方がおっしゃっているとおり、システム構築や運用上において何かトラブルがあったりとか、移行に際しての責任の所在だったりとか、そういった点は丁寧に整理をしていく必要があると感じました。

さらになのですけれども、デジタル化のいい面というのは情報のオープン化と透明化をすることだと考えております。その上で、質問も兼ねて意見しますと、例えば、PMOの進捗状況は自治体全部がそれぞれ横の進捗も見ることができるのか、デジタル庁が契約主体に今後なっていく中、アプリケーションをどの自治体がどういうものを買っているというのは横で見えるようになっていくのか。さらにはその情報は総務省とデジタル庁で共有がなされるのかです。自治体間は協力関係であり共創関係である中で、そういった考え方も徹底して、互いに真似し合うということを総務省が介在せずともできるようにすること。また総務省が介在するならもっと知恵を使って、例えば財源がどのように使われているのかとか、そういうもっと大きなデータを分析してサポートしていくということも一つの役割ではないかと思っております。もし現状、そういったお考えがあればお聞かせいただきたいというのが2点目になります。

それに伴ってもう1点の質問は、自治体間の情報共有というのはメールでなされる仕組みができていくといったことがあったと思います。その発展版というのを今後どのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思っております。

最後に、牧原先生から次のイノベーションを踏まえたあり方をちゃんと検討していく必要があるとおっしゃっていたのは同感で、谷口先生からChatGPTのお話も出ていました。おそらく研修やシステムのあり方、仕事の仕方もAI活用で全て変わっていくのだろうと思っております。例えばアプリケーションも通常の職員でも簡単なプログラムであれば書けるようになるのか、そういった時代も来るようなことが想定されますので、いかにスピーディにアップデートをしていくのか、そういう運用をつくっていくのが重要ではないかと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

自治体間の情報共有というか、横展開について御質問がございました。お願いします。

○奥田デジタル基盤推進室長 PMOツールでございますが、全自治体が見ることが出来ます。おっしゃるとおり、他団体の状況を見て、うちも頑張らないといけないとか、そういうことに役立ててほしいという思いもありまして見える化をしております。

あと、情報の共有という観点から、PMOツールはFAQ、いわゆる問い合わせ機能がございまして、各団体で標準化に当たっての疑問点などが書けるようになっていきます。所管省庁を含めてそれに回答するのですけれども、その回答がその団体だけではなくて、FAQとして蓄積をして、それも全自治体に公開をするというような形を取っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、砂原委員、お願いします。

○砂原委員 もうたくさん意見も出ていますので、手短に2点ほどコメントのような質問のようなことを申し上げたいと思います。

1点目が標準化の範囲のようなお話です。私自身、標準化の具体的な中身についての知見が十分でないので分からないところもあるのですが、標準化を進めたときにどういうレベルで地方自治体の判断が可能になるのかということが少し気になったところです。もちろん事務によっても標準化の後の裁量の度合いというのは異なってくると思うので、一般的なお答えは難しいと思うのですが、例えば典型的な現金給付のようなサービス、今挙げられている20の事務だと児童手当とかそういったものだと思いますが、例えば振り込みの口座が初めから分かっている、一定の条件によって児童手当が決まってくるというようなことだと、言い方が難しいですけれども、従来の地方の事務感がなくなるといいますか、かなりの程度、国がやっているような感じも強くなるのではないかと今思うところです。

そうすると、そこは私の不十分な想像力で考えているだけなので分からないのですけれども、標準化を行う程度によっては、従来の国の事務と地方の事務、それ自体、もちろん今は全て地方の事務で法定受託事務があるという整理なのだと思いますけれども、国と地方の役割分担みたいなもの見直しにも係ってくる可能性があるのだらうかというのが1つ目の質問です。特に児童手当などの場合に、標準化した後で地方自治体としてどういう裁量があることを想定されているのかについても、もし参考までにお聞かせいただけるのだったら、うれしいかなと感じています。

2点目は、先ほど宍戸先生からも少しお話が出ていた意思決定との関わりです。地方議会をどのように意思決定の中に組み込んでいくか、むしろ地方議会が決定すべきではないかという気もしますけれども、ツールを使った判断に地方議会がどのように関わるかというのは非常に重要な問題だと思います。とりわけ先ほどの神戸市のように補助的に使ってどういう判断をしようかということを議論するような話であれば、議員がそこにどう関わるかみたいな話も出てくると思います。またそれとは別に、一定の目視的な判断が含まれるような利用の仕方、例えば道路のどこに問題があるかみたいなところもある種の判断になるわけですけれども、そういった技術を使うときに、それが常に完全ではないということを考える必要があるのではないかと考えています。

個人的には、そういう新しい手法でなるべく効率的にできるのであれば、それは望ましいことだと思いますし、色々なところでやったほうが良いと思うのですけれども、例えば、議会なども含めて、技術を使うことでミスが生じるではないかとか、間違えているではないかとかいうような話を始めてしまうと、使うほうが萎縮してしまう可能性もあると思います。常に完璧にやるのが難しいという一定の共通認識みたいなものがないと、使いづらいのではないかと気がしているところです。

ただ、「間違えてしまって、仕方ない」というだけだとうまくいかないというか、それでいいのかという話になるわけですから、AIのようなツールを使って判断を実質的に行

わせているようなときに、その判断の妥当性みたいなものを何らかの形でチェックしていく必要があるのではないかと感じました。それを議会でやるんだ、というわけでもないのですけれども、何らかの判断、今まで自分たちが目でやってちゃんとできていたものを例えば機械に任せた後の成績表というところであれですけれども、そういったチェックみたいなものをどのように考えるかというのが、今回の4番目の論点、意思決定に関するところでは問題になるのかと感じました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、荒見委員、お願いします。

○荒見委員 何点かございまして、長くなるかもしれないのですけれども、なるべく手短かに申し上げたいと思います。

1つ目が15ページ目のところで、標準化する部分と独自施策、自治体が創意工夫しながら整備するということの関係です。フロントヤード、バックヤードにかかわらず、標準化する部分に関しては国がどんどん進めていいと思うのですけれども、併せて、地方公共団体が自分たちでやりたいところに関して、どのように国が支援していくのかということも大事だと考えていて、独自にやりたいことだからやってというものもあるのかもしれませんが、リソース面で国がサポートしたほうがいいのではないかとというのが1点目です。

2つ目は、国の法改正を受けて個人情報保護条例の改正をやっていたときにすごく感じたのですけれども、先ほど宍戸先生からセキュリティポリシーが遵守されているとか、規制をどうやっていくのかという話がありました。全国一律である程度一定の縛りを足並みをそろえてやっていくことを考えたときに、それを守るかどうかを確認していくということは非常に大事だということはよく分かるのです。

他方、そこを守らせることは、ある種自治体側にとっては規制を受けることになりますので、デジタルですと、ただの法律の規制以上に、かなり思考様式というか思考枠組みというか、規定される要素が強くなっていくように思います。その結果縛りが想像以上に強く感じられ、活力が削がれることもあろうかと思うので、できる限り自治体の創意工夫が活かせるような、しかしセキュリティポリシーをきちんと守らせるようなという、うまい規制のかけ方を考えたほうがいいのではないかと感じた次第です。

3つ目は30ページに関してなのですが、ここは言いたいことが色々あります。まず、「書かない」申請を追求していくときに、誰を対象にしているのかというか、窓口を真に必要なとしている人たちは誰なのかという視点は必要なかなと思いました。この「書かない窓口」で利便性が向上していくのは単なる手続として行政手続ができる人たちだと思うのです。要はチャットボットでも満足できる行政サービスの人たちが中心になってくると思います。そこをやっていくこと自体は大事ですし、まずはその部分だと思うのですけれども、そうでない人たちへの対応をどのようにしていくのかというのは同じくらい重要なのではないかなと思います。



そうでない人というのは、もともと困難を抱えている人たちでもあるし、一時的に困難を抱えている人たちでもあると思うのです。つまり何が言いたいかというと、窓口に来なくなる時に、より手を差し伸べる人をどうやって判断するのか、それから、どのタイミングで誰から差し伸べるのをどうやって判断するのかという仕分けです。行政学ではPeople Processingという言い方をするのですけれども、その作業はかなり窓口業務でやってきたところがあると思うのです。それを勘による判断としてしまうのがデジタル化なのかもしれないのですが、対人で接することでたくさんの情報を得る、観察するという部分があると思いますので、このあり方が変わってくる時に、自治体でどう対応していくのかというのはあると思います。

例えば、誰からというのに関しても、次々と電子申請でさばいていったときに、そこから誰にどう早く対応するのかというプロセスが適切に動くのかは分からなくて、私個人の経験でも、自分は電子申請や、LINEで何でもできるような自治体に住んでいるわけですが、しんどくて本当に一番来てほしいときにほしい支援がもらえず、使えなかったなあという経験をしました。産後鬱や不安などを早めにキャッチするための赤ちゃん訪問という事業がありますけれども、申し込んで通常2週間ほどで最初の連絡が来るはずなのですが、50日かかったのです。何でかという、電子申請で集約していて、私の申請が何らかの機械の都合で偶然後回しになって誰もそれに気づかなくて、結局、ずいぶん経って余裕ができてから葉書を出して、加えてこちらから電話をしてやっと数日後に折り返して連絡をもらえました。このときではないと駄目だというサービスが電子申請でやることで、うまくキャッチできないこともありえます。こうしたこれまで窓口が担ってきた繊細な状況判断を「書かない窓口」でどのように対応していくのが疑問に思っている1つ目です。

それから、困難をもともと抱えているような、要はケースワークの対象になっている人たちなのですが、理論的にも現実的にも支援が必要な方々は、そもそも窓口には行きたくないわけです。虐待などもそうなのですが、行きたくないからこそ、来てもらうことで大量の情報を観察して、専門職で連携してケース会議につないでいくことができたはずですが。そうした窓口での情報が取れなくなったら、誰がどのようにカバーしていくかは疑問です。以前デジタル庁か何かの資料で、個人の履歴や情報をデータ分析してプッシュ型で支援という話がありましたが、それで本当にできるのかはきちんと考えたほうがよくて、そういったやり方でできる部分もあると思うのですが、できない部分をどうしていくのか、つまり支援が必要な人に対する網のかけ方がこれまでとは大分変わってくると思いますので、そこをどうしていくのかを考えたほうがいいかなと思います。

アメリカで留学していたときに私が住んでいた自治体では、データが駆使されて子供が発達段階に合わせて何かあったとき、例えば、保育園などでちょっと人と違うときには、発達障害の可能性があるのでカウンセリングを受けましょうと、すぐ自治体からお手紙が来るようなのです。そうすると、不安がある人が行政の方にも行きやすくなるので、メ

リットもあるわけですが、マスクで網を掛けて来させるときに、専門職を多く配置し、対応できるリソースが自治体側にあるのか、みたいな問題などもありますし、他方、お手紙が来ても行かない人は行かないわけで、本当に必要な人が行かない場合もあります。オンラインでやることで、繰り返しになってしまうかもしれないのですけれども、支援をするべき人への手の差し伸べ方が変わってくるはずなので、「書かない」申請への切り替えだけではなく従来対面の紙申請が担っていた部分をどうしていくのかを考えたほうがいいと思います。

あと、もう少しいうと、行政の言葉は人々の意識や無意識へのメッセージ性が強いので、どのような言葉を使うのかは大事で、「書かない」申請という言葉は、書かないことにより価値を置いており、大半の人はそれでいいと思うのですけれども、さきほど申し上げたような、支援が必要な人など窓口に行っても書かざるを得ない人が書くことは悪いのか、というように、あまりよくない印象を与えることになると思います。「書かない」ことは住民の視点からは価値をつけてよいのか疑問です。

それから、窓口業務から高付加価値業務に、という言い方もどうかなと思います。高付加価値業務というのは企画立案などを指すそうですが、ある見方からすれば高付加価値かもしれないのですけれども、先ほど申し上げたとおり、窓口で得られる情報などもあるかと思えますし、窓口に行くことや書くことに関して、ネガティブな印象がつくとより支援が必要な人に行きづらくなる部分があると思います。また、現場で窓口業務をやっている方々のモチベーションも下がると思いますので、表現も工夫したほうがいいのではないかと思います。

次に、37ページに関して、デジタル化ではそもそも意思決定のあり方が変わってくると思うのです。ちょっと気になったのは、議論しなければいけないところが、デジタル化されることで論点が飛ばされやすくなったり、従前であれば議論をしていたところ、議論が必要なところや複雑なところが、顔を合わさないことで飛ばされて、棚上げになってしまうことは私たち大学のオンライン教授会などでも感じることもありまして、その辺りはどうなのか。あと、先ほど地方議会の話がありましたけれども、議会まわりの政治的調整は、デジタル化でどのように変わっていくのかというのは、少ししっかり考えたほうがいいのではないかなと思いました。

最後は、45ページのデジタル人材のところですが、色々挙げられていた事例は、一部の職員を育成していき、育成ないし派遣された職員が自治体全体に広げていくことを想定されており、全体に対する底上げに関しては、研修で対応とあるのですけれども、研修だけでいいのかというのが疑問に思えます。デジタル人材をどのように定義していくのかというのを考えたときに、発注、受注がきちんとできることも重要なのですけれども、執務のあり方や意思決定の仕方が変わってくるわけなので、結局全般的にどの行政分野でもそれなりにデジタルのことが分かって、デジタルを使って新しい企画ができたり、既存の行政執務をちょっとずつうまく変えていく能力が必要になるのではないかなと思いますので、研

修だけで全体の底上げに対応できるのかは疑問です。

せめて特定の職種みたいな形でやっていく必要があるのではないかと考えていて、そうしますと、特定の職種、全体の底上げということを考えてときに、人事管理の中でデジタルにかかわる職種をどのように処遇していくのかという問題や、途中でデジタルにかかわる技術なり専門性を身につけたときに、どのように処遇のあり方が変わってくるのかという問題があります。職種としての処遇という側面と、スキルや専門性として一般的な人事管理における対応という側面と2つあると思うのですが、ともかく人事管理の中で組み込みをしていったほうがいいのかなどという印象を持ちましたので、もう少し底上げというアプローチを研修以外のあり方で工夫したほうがいいのではないかと感じました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 私からは審議項目2の国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係という点に関連づけたコメントを2点ほど簡潔にしたいと思っております。

1点目は、先ほど荒見委員が第1点目におっしゃったところとも関わるとは思いますが、資料2の15ページのところで、これからのイメージというのがありまして、標準化される部分と独自施策の部分というのがデジタル化によって切り分け方がかなり異なってくることになると思います。

今日、色々資料の中で御紹介いただいたとおり、独自施策の部分でも、デジタル化を活用して色々工夫されている自治体というのがあって、一種のベストプラクティスみたいなものになっているわけです。将来的に自治体も人材等が不足していくような状況になって、資源が制約されていくという状況になったときに、例えばA市の独自施策というものだけでも、B町もそこに乗っていきたい、ベストプラクティスに乗っていきこうというようなインセンティブが働く可能性は多分あると思います。そうすると、自治体間連携が進むことになるので、この独自施策として強調する部分も実は将来的にはかなり厳しい状況になってくる、自治体間連携の対象になってくるのではないかと考えるわけではあります。

ただ、その際に気をつけなければいけないのは、従来の広域連携というのは地理的に連続しているのが基本でしたけれども、例えばA市の非常に優れた施策ですとか業務システムに乗っかるときには、近隣の自治体とは限らないわけです。これがデジタル化の時代の連携ということになるかもしれませんけれども、地域的な広域連携という話ではなくて、場合によっては遠隔地の連携が出てくる可能性がある。そうなったときに、従来の国の広域連携施策との関係をどう考えるのかというのは、これから考えておかなければいけない論点の一つと思っております。

2点目はかなり抽象的な話なのですが、国と地方公共団体の関係ということで、今後、自治体間の業務の標準化、デジタル化が進んでいくということなのですが、業務の中にはおそらく国と地方公共団体でやりとりをする、連続的な行政手続があると思

います。その場合、今後、自治体の業務のデジタル化、あるいは住民から自治体を通じて国に至る一連の行政手続をどのようにデジタルに乗せて合理化していくかということを考えてときには、国の業務システムがどうなっているのか、国の方の対応も重要になってくると思います。もちろんデジタル庁で対応されているということがあろうかと思えますけれども、自治体のシステムとの接続の関係を是非意識していただきたいと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 デジタルに詳しくないものですから感想みたいになります。14ページにセキュリティの関係が出ていまして、既に大屋委員や宍戸委員からもお話があったのですが、実は私の団体、地方公務員共済組合連合会という団体が4年ほど前にNISCの指定法人になりまして、セキュリティ対策を抜本的に強化するというをやってきているのですが、これが非常にお金もかかるし、派遣技術者の確保等、管理費等で非常に苦労しております。思った以上に大変なことであります。

そういう意味で、バックヤードのデジタル化の中でセキュリティポリシーの話が出てくるわけですが、おそらくこれは情報流出みたいなことをしっかり防止しようということが主要な観点なのだと思いますけれども、相当各団体においてもお金なり人なりが必要だと思うのです。その辺が本当に、今ここにありますようにガイドラインをつくって技術的助言をしているということで十分なのかどうかという辺りです。地方公共団体のいわゆるお金、人あたりを十分にフォローして、必要ならそれなりの総務省としての対応、支援といいますか、そういうことを考える必要があるのではないかなというのが1点であります。

もう一つ、これももうお話が出たところではありますけれども、フロントヤードでデジタル化を進めることになると、行政手続のオンライン化とか、もっと言いますと、デジタルで住民と自治体が直接やりとりするような意見交換の場面が出てくるというのがここにありまして、そのとおりだと思います。

そのときに、先ほど宍戸委員からも、例えば、住民が持ってきた写真が本物かどうかということをチェックすることは非常に大事だと思いますけれども、逆に自治体側の情報が本当に住民にとって正しいのかどうかチェックするほうが必要なのではないかという気がいたします。今でも役所の名前を語った偽メールはたくさんあるわけですし、こういうのが一般化しますと、付け入る隙がたくさん出るような気がしまして、そこは先ほど大屋委員の意見の中に、政府の関与をきちんとするようなこともありましたけれども、何か工夫してやらないと、結構便利になる代わりに弊害も非常に増えてきてしまうのではないかなという心配を素人ながらしたところであります。

以上2点申し上げました。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。さらに付け加えることがあれば伺います。

市川会長、お願いします。

○市川会長 新しいシステムを入れて標準化するとき、標準化対象の業務について、各自治体は既に別のシステムで実施されているわけです。そこに新しいシステムを導入するとき、既存のシステムは各自治体でどんな扱いになっているのか。特に政令指定都市のような大きな都市と小規模の自治体とでは既存のシステムが違うと思うのですけれども、捨てるのか、あるいは乗り換えるのか、あるいは同時並行的に使うのか、その辺りの対応です。今、岡崎委員がおっしゃったように、そこにはコストの問題も色々出てくると思うのですけれども、その辺の状況はどうかというのは知りたいところです。

○山本委員長 それでは、お願いします。

○奥田デジタル基盤推進室長 まず、先ほど砂原委員から、標準化が進むと、国・地方の役割分担が変わらないかという意見がありましたが、先ほど児童手当のお話もありましたけれども、あくまで事務は地方の事務でありまして、事務の処理をそろえていくというのが標準化の取組でございますので、おそらく私の感覚で言いますと、児童手当の地方・国の役割分担というのは変わらず、引き続き地方の事務として行われていくのではないかなと思います。

あと、市川会長からお話がありましたシステム、一般的に申し上げますと、パッケージシステムという、いわゆる色々な業務が一つのパッケージ型になったベンダが提供しているシステムのパターンと、あと、スクラッチ開発、今、独自に各団体が一からつくっているシステムを持っている2つのグループがございます。

割合的に申しますと、パッケージシステムというのが9割8分、9分ぐらいでございます。指定都市とか中核市、大規模都市で2%弱ぐらいがスクラッチ開発ということでございます。

移行の難易度で申し上げますと、パッケージシステムであれば、同じベンダが今の標準化前のシステムから、標準化のシステムに移るときは、ソフトウェアのアップデートなどで更新ができますので、移行は比較的容易ではないと言われております。

一方、スクラッチで一からつくり上げるシステムにつきましては、データの持ち方とかもばらばらなので、標準化に当たってデータをそろえたりする作業とか、それを今後、オンプレミスといまして、自分のところで機械を持って所有しているものを例えばクラウド上に上げていくとか、パッケージに移っていくとかいうときの移行作業がかなり大変だと聞かれておりますので、自治体のシステムの持ち方によって標準化の作業に濃淡があるというのは事実でございます。

また、移行に当たっての経費でございますけれども、通常、システムというのは5年に1回、各自治体で更改していきますので、今回の標準化もいわゆるシステム更改の一環という捉え方でありまして、ただ、今回のシステム標準化というのは、データをそろえなくては行けないとか、あと、ガバメントクラウドを利用するとか、これまでにない、いわゆる

システム更改とは異なる、よりプラスアルファの部分がございます。そこを私どもは移行経費と申し上げておりますので、その部分について、先ほど言及いたしました基金を持っておりまして、国10分の10の基金がありまして、そこで財政支援を行っていくという形になっております。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

デジタル化の話になりますと、大変盛り上がると思いますか、非常に多くの意見が出され、まとめるのも難しいのですが、まず全体的なこととして、1ページの枠で囲んである部分の一番下のうちの地方公共団体相互間の連携・協力において、デジタル技術がどう活用されるのかという点に注意が促されました。伊藤委員からはこれとの関係で、従来の広域連携という、全てとは申しませんが、かなりの部分で地理的な近接関係を前提にしていたけれども、デジタル技術の活用という点では、そういったことがなくなるという特徴の御指摘がございました。

それから、今日挙げられた論点で申しますと、15ページの部分につきまして非常に多くの意見が出されました。本質的には何が国と地方公共団体との関係にとってデジタル化に固有の問題かという根源的な問いがあり、それについて前提として押さえておく必要があるのではないかという御指摘がございました。

簡単のところから申し上げてしまうと、技術であるという点で、国の枠の中とか、地方公共団体の枠の中で、開発され発展していくものではなく、社会全体の中で、とりわけ民間の力によって開発され、発展していくという特徴があります。それは技術一般についていえるのですが、デジタル技術に関してはさらに、自治体の意思決定に深く関わる部分があり、ある意味で人、公務員の従来の働きを一部代替するという特徴がある。

そのために、標準化されてデジタル技術で色々な事務処理が行われると、事務分担のあり方についても、制度上は変わらないのですけれども、実態として、例えば国がつくった標準システムによって意思決定が行われる部分が大きくなっていくのではないかという問題提起がありましたけれども、その辺りがデジタル化に固有の話かと思えます。

その上で、国と地方公共団体との間の関係という点で申しますと、一つには国が主に提供する共通機能とか共通基盤の部分について、確かに国が地方自治法1条の2の第2項に上がっている施策として行うとしても、やはり地方公共団体の意見を聞きながら行うことが重要である。先ほど申し上げたように、地方公共団体の意思決定にかなり関わっているからです。その点に注意が促されました。他方で、地方公共団体がそれぞれの創意工夫で行う部分についても横展開をしていく余地があり、その部分についてもリソースを国がサポートする余地があるのではないかと指摘されたかと思えます。

それから、これは国がやるのか、自治体がやるのか、あるいは国の中でもどこがやるのか、総務省がやるのか、デジタル庁がやるのか、色々考えなくてはいけないという点が指摘されました。一つは先ほど質疑がございましたが、自治体がガバメントクラウドを利用

する場合の規律のあり方の問題、セキュリティの問題、システム等の発注をする場合の監査のあり方の問題、現在から今後に向けて移行する場合のコストの負担の問題、今後技術が進歩する場合の迅速な更新・アップデートをどのように行うのかという問題、それから、何らかのトラブルが発生した場合への対応の問題です。

これらについて、自治体それぞれが対応するのか、あるいは国の側で何らかの仕掛けをつくる必要があるのか、あるいは広域自治体である都道府県の役割はどうかといった問題があります。

それから、国の手続と自治体の手続とがつながっているときに、国の側の手続のデジタル化対応の問題もあるという御指摘があったかと思います。

以上が一番御意見としては多かったところかと思います。

他に、30ページのプロントの部分に関しましては、一つには個々の住民が自分に係る事務に関する情報を取れるようにするとか、あるいはプッシュ型で自治体の側から情報提供するという方向が今後のあり方としては考えられるのではないかという御指摘があり、他方において、特に支援が必要な人を見つけて、そういった人に対応する体制をどうするかを考えなくてはいけないという御指摘がありました。窓口が一種、支援・サポートが必要な人を見つけるための場になっていたところがありますけれども、それがだんだんなくなるとすると、支援・サポートが必要な人をどのように発見し、どのように対応するかも、デジタル化と併せて考えなくてはいけないという御指摘でした。

表現の問題として、高付加価値の業務という表現には注意が必要ではないかという御指摘がございました。おそらく書かれた意図としては、企画部門ということもあるかと思いますがけれども、より個別的な対応が必要な人に対してきめ細かく対応するということが当然含まれているかと思いますので、その点を明らかにする表現を工夫する必要があるかと思います。

37ページの部分につきましては、一つは地方議会の関わりの問題が指摘されました。それから、データの提供とか分析について公共私共の部分、あるいはアカデミアに一定の情報の提供をして分析をしていただくことによって、デジタル化による行政が進む面があるという御指摘があったかと思います。

それから、これはおそらく意思決定が高度な部分までデジタル化される場合の問題かと思いますがけれども、どこまではデジタル化が可能であって、どこからは個別に見る必要があるかというデジタル化対応の限界を認識しておかないと、デジタル化が逆に進まないのではないかという御指摘もあったかと思います。その場合には、デジタルツールのチェック、あるいはモニタリングをする体制も整備する必要があるということかと思います。

デジタル人材については概ね45ページに書かれているとおりにかと思います。行政の業務と技術の話をつなぐ人材を育成するのは非常に難しい課題ですがけれども、工夫していく必要がある。専門人材を育成すると同時に、職員全体のレベルアップの必要もあり、その際には研修というツールが直接的には有効でしょうけれども、人事管理全体のあり方も含

めて考える必要があるという御指摘があったかと思えます。

ということで、非常に広範にわたって議論されましたので、必要な部分はさらに事務局の方でデータ等も含めて補っていただいて、次回の議論に進めればと思います。

それでは、本日は時間をちょっと超えてしまいましたが、ここまでとさせていただきます。次回も引き続き審議項目2に関して、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の役割分担、連携・協力のあり方等について議論を行いたいと思います。日程につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。